

《公共下水道事業 受益者負担金について》

受益者負担金とは、

下水道が使用できるようになった土地をお持ちの方（受益者）に、
下水道接続の有無にかかわらず1度だけご負担いただくものです。

お支払い方法は3種類あります。

- ① 「各期（分割）納付」
4期×5年間の20回でお支払い。
- ② 「年度一括納付」
1年間の4期分をまとめてお支払い。
- ③ 「全（残）期一括納付」
全部（残り）をまとめてお支払い。



一括払いの場合は割引があり、お安くなります。

納付書払いの場合は、

それぞれの納付書をお使いください。

※切り取らずにそのまま銀行窓口へお持ちください。

各期ごとに支払う方

1年分を一括で支払う方

全部（残り）を一括で支払う方



徴収猶予（ちょうしゅうゆうよ）とは、

猶予要件を満たす場合に負担金のお支払いを先延ばしにする制度です。

（主な猶予の理由と要件）

農地猶予	高齢者世帯	障がい者世帯	一人親世帯	生活保護世帯
・対象地が現況農地となっている場合（山林、原野等の場合もあります）	・世帯全員が所得税非課税かつ全員が65歳以上の世帯	・世帯全員が所得税非課税かつ障がい者手帳をもつ方がみえる世帯	・世帯全員が所得税非課税かつ子が18歳未満の母子父子世帯	・生活扶助を受けてみえる世帯

※宅地の場合は、空地や駐車場など下水道を使用されていない場合でも猶予できません。

猶予取り消しとは、

猶予期間中でも要件を満たさなくなると、猶予取り消しとなり負担金のお支払いが必要となります。また、猶予取り消しとなった際に、土地のご名義が変わっていても負担金を支払う方は自動的に変わりませんのでご注意ください。

受益者変更届とは、

負担金をお支払いいただく方（受益者）を変更するのに必要な書類です。
受益者をご変更される場合はご提出ください。

お支払いについてのご相談やご不明な点は、
下記までお問い合わせください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします！



受益者負担金 HP

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340-1（松阪市役所本庁舎隣 第三分館）

松阪市役所 上下水道総務課 料金係（受益者負担金担当）

電話：0598-53-4133